

平成 20 年 5 月 19 日

各 位

本店所在地 大阪市中央区道修町 3 丁目 6 番 1 号  
会社名 株式会社 アクセス  
代表者の  
役職氏名 代表取締役 山田 欣吾  
( JASDAQ コード番号 : 4 7 0 0 )  
問い合わせ先 管理本部 管理部  
部長 仲橋 孝治  
電話番号 ( 0 6 ) 6 2 0 8 - 1 6 0 0

平成 20 年 5 月 16 日付「過年度決算短信等の修正に関するお知らせ」の  
一部追加についてのお知らせ

平成 20 年 5 月 16 日付「過年度決算短信等の修正に関するお知らせ」にてお知らせいたしましたとおり、同日、当社取締役会は、社内調査委員会より不適切な会計処理（以下「本不適切会計処理」といいます。）に関する「会計最終報告」について報告を受け、過年度決算の訂正を行い、併せて「会計最終報告」の開示を行いました。

上記「会計最終報告」は、本不適切会計処理につき、より詳細な内容が記載された別紙添付資料に基づき報告がなされたものでありますが、現在もなお本不適切会計処理につき、当局による調査が進行中であるため当局の調査への影響を考慮し、5 月 16 日時点においては本不適切会計処理の詳細を記載した別紙添付資料の開示は控えさせていただいておりました。

このたび、本日付「本日の一部報道に関するお知らせ」にてお知らせいたしましたとおり、当社の過年度決算において粉飾決算をしていたことから、証券取引等監視委員会が当社の有価証券報告書及び半期報告書の虚偽記載を理由として当社元経営陣を検察庁に刑事告発する方針を固めたとの報道がなされたことなどを踏まえ、株主および投資家の皆さまに対して最も重要である情報と考えられる上記別紙添付資料について開示させていただくことを、本日、臨時取締役会を開催し決定いたしました。

なお、5 月 16 日付「本日の一部報道に関するお知らせ」で公表いたしましたとおり、これまでの方針どおり、徹底した調査を進め、外部調査委員会による答申を踏まえた上で、当社が被った損害額の確定を行い、損害賠償請求を行なうことに変更はございません。

お客様及び株主の皆様をはじめ関係者の方々には、多大なるご迷惑とご心配をお掛けしましたことを心よりお詫び申し上げます。

以 上

---

---

社内調査 会計最終報告（別紙添付資料）

---

---

平成 20 年 5 月 16 日

株式会社アクセス 社内調査委員会

## 目 次

1. 証券取引等監視委員会から指摘されている案件について.....	3
2. 調査範囲.....	3
3. 調査方法.....	3
4. 不適切な会計処理の疑いがある事象.....	4
5. 動機及び原因の解明について.....	4
6. 不適切な会計処理の疑いがある案件の内容及びその変更すべき会計処理.....	5
(1) A社.....	5
(2) B社.....	8
(3) C社.....	14
(4) D社.....	19
(5) E社.....	23
(6) F社.....	27
(7) G社.....	30

1. 証券取引等監視委員会から指摘されている案件について

証券取引等監視委員会（以下、「SEC」という。）から指摘されている事象は、平成 17 年 3 月期の売上計上に係る取引（(1)~(5)）及びG社との平成 14 年 7 月以降のリース取引(6)です。

- (1) 平成 17 年 3 月に行った A 社への『REVERSE PLANET』の一括販売取引に関する売上計上
- (2) 平成 16 年 9 月及び平成 17 年 3 月に行った X 社（B 社案件）へのシステム開発に関する売上計上
- (3) 平成 16 年 9 月及び平成 17 年 3 月に行った C 社（Y 社）へのシステム開発に関する売上計上
- (4) 平成 17 年 3 月に行った D 社グループへの『ローンシステム』パッケージの販売に関する売上計上
- (5) 平成 17 年 3 月に行った Z 社（E 社案件）への『REVERSE PLANET』の一括販売取引に関する売上計上
- (6) G 社からリース料として入金があった、平成 14 年 7 月以降の資金の流れ及び会計処理

2. 調査範囲

当社内調査委員会は、上記の 6 案件の調査だけではなく、平成 11 年 3 月期から平成 19 年 9 月中間期までを調査対象期間とし、下記のとおり調査を実施し、他に特殊な会計処理を行っていないかを確認いたしました。また、調査対象期間を平成 11 年 3 月期からとしたのは、当社が株式を上場したのが平成 10 年 7 月だからであります。

- (1) 売上取引については、契約金額が 1 百万円以上の案件で売掛債権の滞留期間が 6 ヶ月以上の取引について全件調査を実施いたしました。
- (2) 外注取引については、年間 10 百万円以上の取引高を 2 年以上続けて行われている取引先全件調査いたしました。
- (3) セールアンドリースバック取引に関する全件調査

3. 調査方法

当社内調査委員会は、下記の方法で調査を実施いたしました。

- (1) 可能な限りの会計帳簿及び帳票の収集、分析
  - 会計帳簿（総勘定元帳等）・・・勘定奉行データ
  - 残存する証憑類（複写や電子データを含む）
  - 関係者の残存する電子メール及び週間作業報告書等
- (2) 関係者へのインタビュー（役職は平成 20 年 4 月 1 日現在）
  - 代表取締役社長
  - 代表取締役専務
  - 取締役 企画室 室長
  - 管理本部付き日本保証システム出向中
  - サービスマネジメント本部 副本部長

- 企画室 室長代理
- 管理本部 総務部 部長代理

### (3) サブマネージャー職以上の社員に対してのアンケートの実施

サブマネージャー職以上の社員に対しアンケート調査を実施し、今回、不適切な処理が発見された案件以外に、不適切な処理が行われていた事がないかの調査を行いました。

## 4. 不適切な会計処理の疑いがある事象

上記のように網羅的に調査をした結果、当社内調査委員会としては、現時点において不適切な売上計上の問題については、平成 17 年 3 月期に限定されるものとの判断にいたりました。また、海外の取引先とのリース取引における不適切な処理については、他のリース取引について調査を実施した結果、当該リース取引に限定されるものと判断いたしました。その結果、SEC から指摘されている 6 案件に加え 1 案件においても不適切な会計処理の疑いがあると判断し、合計 7 案件について詳細な調査を実施いたしましたので、下記のとおりご報告いたします。なお、社内調査委員会による調査によって発見された 1 案件については、SEC に対し既に報告済みであります。

また、社内調査委員会は、不適切な会計処理は当該 7 案件に限定されるものとし、当該 7 案件の調査結果を踏まえ、対象となる期間の訂正有価証券報告書及び訂正半期報告書の作成を行います。

## 5. 動機及び原因の解明について

社内調査委員会といたしましては、今後の再発防止策を講じるために、本不適切な処理が行われた動機及び原因の解明が急務であると考えております。今後、引き続いて行う調査において、直接的な原因や動機だけでなく、背景となった事情についても解明していく所存であります。また、解明された動機や背景をもとにして、再発防止策を構築・実施してまいります。その内容については、6 月中旬に公表予定の最終報告書にて取りまとめさせていただきます。

## 6. 不適切な会計処理の疑いがある案件の内容及びその変更すべき会計処理

### (1) A 社

#### 概要

- 案件形態：REVERSE PLANET 一括販売
- 会計年度：平成 17 年 3 月期  
平成 17 年 9 月中間期  
平成 18 年 3 月期
- 契約金額：2.03 億円
- 契約経路



#### 経緯

平成 17 年 2 月にパートナー契約先より A 社の紹介を受け、A 社が保守を担当していたシステムの保守生産性の向上を目的として提案した。A 社の社長及び担当取締役より、「保守生産性を高めるために是非導入を進めたい」という強い要望があり、短期間での導入を目指して案件は進んだ。

REVERSE PLANET はライセンスの使用許諾形態と買取形態があったが、本件は買取形態となった。買取価格 2.03 億円で双方の合意を得て、平成 17 年 3 月 16 日で契約を締結した。当委員会による関係者へのヒアリングによれば、契約後に、A 社から「3 ヶ月間試用した結果、使えないと判断した場合は、解約することができるという覚書を差し入れたい」との申し入れがあり、元社長指示のもとで、その条件の覚書を A 社と当社の間で取り交わした。また、同日、REVERSE PLANET サーバ、クライアントを CD の形で当社より A 社に納品した。

契約書の内容に厳密に従うのであれば、システムのプログラムソースを A 社に用意してもらい、REVERSE PLANET で解析の上、初期解析済みリポジトリとして納品すべきではあるが、A 社が年度末の業務多忙によって、プログラムソースを準備する余裕がないということで、平成 17 年 4 月以降に解析することで合意を得た。そして、3 月 25 日付けで受領書を入手したことから当社は売上高 2.03 億円計上した。

当社は積極的に導入支援活動を実施したが、A 社の十分な協力が得られず、平成 17 年 6 月 30 日付けで本件に係る契約解除の覚書を当社と A 社との間で締結したものの、この時点において A 社が持つ、他のシステムへの適用に向けての交渉中であったため、売上の取り消しを行わなかった。

平成 18 年に入り、当社は REVERSE PLANET を A 社の他のシステムへの適用も困難であると認識し、売上の取り消しをすべく、再度 A 社に対して、債権債務を解消するという名目で平成 18 年 2 月 28 日付けで、覚書の締結を行い、本覚書を持って売上の取り消しを行った。

## 売上高及び売上原価計上時期と計上額

### ➤ 修正前売上高

	平成 17 年 3 月期 (2005 年 3 月期)		平成 18 年 3 月期 (2006 年 3 月期)	
売上高	2.03 億円		2.03 億円	
根拠証憑	H17.3.16 付契約書 H17.3.25 付受領書		H18.2.28 付覚書	
入金日	(入金なし)		(入金なし)	

### ➤ 修正前売上原価

	平成 17 年 3 月期 (2005 年 3 月期)		平成 18 年 3 月期 (2006 年 3 月期)	
売上原価	- 億円		- 億円	

### ➤ 修正後売上高

	平成 17 年 3 月期 (2005 年 3 月期)		平成 18 年 3 月期 (2006 年 3 月期)	
売上高 (修正売上)	- 億円 ( 2.03 億円)		- 億円 (2.03 億円)	
根拠証憑	H17.3.16 付覚書		H17.6.30 付覚書 H18.2.28 付覚書	

### ➤ 修正後売上原価

修正なし

## 考え方

### ➤ 修正前売上高

#### i. 平成 17 年 3 月期 (2005 年 3 月期)

平成 17 年 3 月 16 日付けで当社と A 社にて使用許諾契約書を締結し、平成 17 年 3 月 25 日付けで受領書を入手したことから REVERSE PLANET の使用許諾権の一括販売として平成 17 年 3 月に売上高を 2.03 億円計上した。

#### ii. 平成 17 年 9 月中間期 (2005 年 9 月中間期)

平成 17 年 3 月 16 日及び平成 17 年 6 月 30 日付けの覚書があったが、他のシステムに使用できるとして平成 17 年 9 月中間期は修正しなかった。

#### iii. 平成 18 年 3 月期 (2006 年 3 月期)

平成 18 年 2 月 28 日の覚書で売上高を 2.03 億円修正した。

➤ 修正前売上原価

REVERSE PLANET (AAA 含む) のパッケージ売上については、ライセンス供与であること、及び各案件の契約金額が比較的小額であることから、個別原価管理を行っていなかった。したがって、本件に係る個別売上原価はゼロ円である。

➤ 修正後売上高

i. 平成 17 年 3 月期 (2005 年 3 月期)

売上高はゼロ円である (修正売上高 2.03 億円を計上する)。

平成 17 年 3 月 16 日付けで使用許諾契約書を締結し、平成 17 年 3 月 25 日に納品し、平成 17 年 3 月 25 日付けで A 社より受領書を入手している。REVERSE PLANET は、カスタマイズを除いて本体はパッケージなので受領書を入手すれば納品完了と考えられる。

しかし、A 社取締役より申し入れがあり、両社で締結した平成 17 年 3 月 16 日付けの覚書によれば、「A 社が REVERSE PLANET の評価を行い、使用しないことを平成 17 年 6 月末までに決めた場合は契約を解除する」としているため、平成 17 年 3 月 25 日付けの納品及び受領は A 社が考えている納品及び受領ではないと考えられる。また、現実として、当社は請求行為を行っておらず、さらに、平成 17 年 6 月に契約が解除になっている。

したがって、本件は、平成 17 年 3 月末時点において、REVERSE PLANET の使用許諾権の試用販売であり先方の買取の意思表示があるまでは売上計上できないと判断し、平成 17 年 3 月期の売上高はゼロ円であり、計上した売上高の修正として 2.03 億円を計上する。

ii. 平成 17 年 9 月中間期

売上高はゼロ円である。

平成 17 年 6 月 30 日付けで当社と A 社とで REVERSE PLANET を使用しないことを決定した覚書を作成し、契約を解除した。平成 17 年 3 月期において売上高を計上していないため、この契約解除による売上高修正は発生しない。

iii. 平成 18 年 3 月期 (2006 年 3 月期)

売上高はゼロ円である (修正売上高 2.03 億円を計上する)。

当社は平成 17 年 3 月期の売上高の修正として平成 18 年 3 月期において 2.03 億円計上しているが、本来は、平成 17 年 3 月期に売上高を計上できないから、平成 18 年 3 月期に売上高修正は必要ない。したがって、売上高を 2.03 億円修正する。

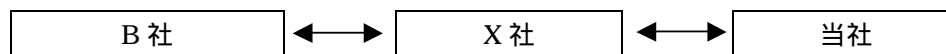
➤ 修正後売上原価

本案件に係る個別売上原価を計上していなかったため売上原価の修正はゼロ円である。

## (2) B 社

### 概要

- 案件形態：システム開発（パッケージ導入・カスタマイズ）
- 会計年度：平成 16 年 9 月中間期  
平成 17 年 3 月期  
平成 17 年 9 月中間期  
平成 18 年 3 月期  
平成 18 年 9 月中間期
- 契約金額：4.8 億円（最終的には、本プロジェクトが中断し 4.3 億円となった。）
- 契約経路



### 経緯

平成 16 年 1 月から 5 月にかけて、X 社より、台湾の B 社向け案件として、当社に対して、当社のローンモジュールパッケージ販売とカスタマイズ開発案件、及び、X 社も業務支援を行うという内容で話がきた。

平成 16 年 11 月に当社元社長、及び X 社の社長が打合せをし、上期に外部設計も追加納品することとし、3 億円を平成 16 年 9 月期の売上として計上した。

X 社からの要請で、「B 社案件について改めて定めるソフトウェア開発請負契約が成立するまで支払いを請求しない」という平成 16 年 9 月 17 日付注文書に関する誓約書を当社から出した。

平成 17 年 3 月に 2 回目の 1 億円分の発注書を X 社より受領した。それに対し、要件定義(見直し分)、外部設計(見直し分)を納品し、検査結果通知書を X 社より受領した。

それをもって、B 社には平成 17 年 3 月に納品を行ったが、B 社から追加要件が反映されていないとして納品を認められなかったため、平成 17 年 5 月 4 日に改めて納品した。

B 社と X 社の間で、平成 17 年 5 月に開発契約が締結されたことを受け、当社と X 社の間でもソフトウェア開発請負契約書を締結した。

平成 17 年 10 月に支払条件変更の覚書を締結し、総額が 4.8 億から 4.3 億に変更となった。

平成 17 年 10 月に納品を行い、X 社から平成 17 年 11 月 14 日に検査結果通知書を受領した。

平成 17 年 11 月 24 日に B 社の都合によってプロジェクト中断の連絡がきた。

その後、中断後の納品として、外部設計(見直し分)と内部設計書を納品した。

最終的には、プロジェクト中断の精算金として平成 18 年 3 月期に 3,000 万の売上を計上した。

## 売上高計上時期と売上額

### ➤ 修正前売上高

	平成 16 年 9 月 中間期	平成 17 年 3 月期 (2005 年 3 月期)	平成 17 年 9 月 中間期	平成 18 年 3 月期 (2006 年 3 月期)	平成 18 年 9 月 中間期
売上高	3.0 億円	1.0 億円		0.3 億円	
根拠証憑	H16.9.30 付 検査結果通知書	H17.3.31 付 検査結果通知書		H17.10.31 付 検査結果通知書 H18.5.31 付覚書	
入金日 入金額			H17.6.28 1.68 億円	H17.12.5 1.26 億円	H18.6.9 1.575 億円

### ➤ 修正前売上原価

	平成 16 年 9 月 中間期	平成 17 年 3 月期 (2005 年 3 月期)	平成 17 年 9 月 中間期	平成 18 年 3 月期 (2006 年 3 月期)	平成 18 年 9 月 中間期
売上原価	0.305 億円	0.86 億円		3.827 億円	
仕掛品		2.235 億円	3.137 億円		
G 社 外注費		2.2 億円			

なお、売上原価及び仕掛品は、G 社案件（30 頁に記載）の外注費として処理された費用が含まれており、この修正処理については 30 頁頁以降を参照のこと。

## 修正後売上高

	平成 16 年 9 月 中間期	平成 17 年 3 月期 (2005 年 3 月期)	平成 17 年 9 月 中間期	平成 18 年 3 月期 (2006 年 3 月期)	平成 18 年 9 月 中間期
売上高	- 億円	- 億円	- 億円	- 億円	4.3 億円
(修正売上)	( 3.0 億円)	( 1.0 億円)	( - 億円)	( 0.3 億円)	(4.3 億円)
根拠証憑	H16.9.17 付 誓約書 H16.12.21 付 議事録	H17.3.31 付 検査結果通知書 H17.6.2 付 議事録	H17.4.25 付 契約書 検収日 不確定	H17.4.25 付 契約書 検収日 不確定	H17.4.25 付 契約書 H18.5.31 付覚書

### ➤ 修正後売上原価

	平成 16 年 9 月 中間期	平成 17 年 3 月期 (2005 年 3 月期)	平成 17 年 9 月 中間期	平成 18 年 3 月期 (2006 年 3 月期)	平成 18 年 9 月 中間期
売上原価	- 億円	- 億円		- 億円	2.793 億円
(修正原価)	( 0.305 億円)	( 0.86 億円)		( 3.827 億円)	(2.793 億円)
仕掛品	0.305 億円	1.166 億円 0.035 億円	1.166 億円 0.937 億円	1.166 億円 1.627 億円	

## 考え方

### ➤ 修正前売上高

#### i. 平成 16 年 9 月中間期

平成 16 年 9 月末付けの検査結果通知書により、売上高 3.0 億円を SI 案件の要件定義・外部設計局面の分割検収として計上した。

- ii. 平成 17 年 3 月期 (2005 年 3 月期)  
平成 17 年 3 月 31 日付けの検査結果通知書により、売上高 1.0 億円を SI 案件の要件定義・外部設計局面 (見直し分) の分割検収として計上した。
- iii. 平成 18 年 3 月期 (2006 年 3 月期)  
平成 17 年 10 月 31 日付けの検査結果通知書により、売上高 0.3 億円を SI 案件の内部設計局面の分割検収として計上した。

➤ 修正前売上原価

- i. 平成 16 年 9 月中間期  
平成 16 年 9 月末付で売上高 3.0 億円を計上したことにより、売上原価 0.305 億円計上した。
- ii. 平成 17 年 3 月期 (2005 年 3 月期)  
平成 17 年 3 月 31 日付で売上高 1.0 億円を計上したことにより、売上原価 0.86 億円計上した。
- iii. 平成 18 年 3 月期 (2006 年 3 月期)  
平成 18 年 3 月 31 日付で売上高 0.3 億円を計上したことにより、売上原価 3.827 億円を計上した。

➤ 修正後売上高

- i. 平成 16 年 9 月中間期  
売上高はゼロ円である (修正売上高 3.0 億円を計上する)。  
平成 16 年 9 月末付けの検査結果通知書により当社は売上高を 3.0 億円計上しているが、平成 16 年 9 月 17 日付けで当社は X 社に対して「ソフトウェア開発請負契約の締結が行われるまでの間、弊社から貴社に対してお支払いの請求を一切行いません」という誓約書を発行している。これは、契約書を締結するまでは請求をしないということであって売上を計上して債権を計上しないということではないが、通常の営業行為において検査結果通知書を入手して請求をしないことは考えられない。

また、平成 16 年 12 月 21 日付けの議事録 (出席者: B 社、X 社及び当社関係者) によれば、この時点で要件定義計画書を作成するための進め方の会議を開いていることが判る。平成 16 年 9 月 17 日付けの注文書の納品物 (納品物はプロジェクト計画書、要件定義計画書および外部設計書である。) を納品し、平成 16 年 9 月末付けの検査結果通知書を入手したとしているが、納品物には重要な納品物である要件定義計画書が含まれておらず、成果物の提供は完了していないと認められ、以上より、売上高 3.0 億円は計上できないと考える。

したがって、平成 16 年 9 月中間期の売上高はゼロ円であり、計上した売上高の修

正として 3.0 億円を計上する。

ii. 平成 17 年 3 月期（2005 年 3 月期）

売上高はゼロ円である（修正売上高 1.0 億円を計上する）。

平成 17 年 3 月 11 日付けの注文書及び納品書に対応する平成 17 年 3 月 31 日付けの検査結果通知書を入手している。しかし、平成 16 年 9 月 17 日付けの誓約書を考慮すると考えられる。しかし、本調査ではこの誓約書を入手していないため内容の検討はできないが、平成 17 年 3 月末時点でも契約書が締結されていないことから、平成 16 年 9 月 17 日付けの誓約書の趣旨が継続されていると考えられる。）と契約書が締結されるまでは検収が行われないと考えられる。

また、平成 17 年 6 月 2 日付けの議事録（出席者：B 社、X 社及び当社関係者）によれば、外部設計局面で必要になる情報を B 社に提供するための会議が開催されているので、この時点では外部設計書作成作業途上であることが判る。したがって、平成 17 年 3 月 11 日付けの注文書の納品物（納品物は、要件定義計画書（見直し分）及び外部設計書（見直し分）である。）を納品し、平成 17 年 3 月 31 日付けの検査結果通知書を入手しているとしているが、納品物には重要な納品物である外部設計書（見直し分）が含まれておらず、成果物の提供は完了していないと認められ、以上により、売上高 1.0 億円は計上できないと考える。

したがって、平成 17 年 3 月期の売上高はゼロ円であり、計上した売上高の修正として 1.0 億円を計上する。

iii. 平成 17 年 9 月中間期

売上高ゼロ円を計上する（修正売上高ゼロ円である）。

平成 17 年 5 月に、当社と X 社の間で、ソフトウェア開発請負契約書（平成 17 年 4 月 25 日付け）が締結され、平成 17 年 6 月初旬には、B 社による要件定義の検収が完了し、平成 17 年 6 月 28 日に、B 社から X 社に対して着金および第一段階分の対価が入金され、同日、X 社から当社に対して 1.68 億円の入金が行われている。平成 17 年 5 月に B 社と X 社間で締結された Software 開発技術 Service 契約書及び覚書によれば、第一段階の納入内容は、「作業報告書、報告会議事録、要件定義」となっており、平成 17 年 6 月 28 日に X 社から当社に入金された 1.68 億円は要件定義局面の納品物への対価であると思われる。

しかしながら、要件定義局面の対価が 1.6 億円であるという明確な証拠を社内調査委員会としては確認できなかったため、本来であれば、要件定義局面の分割検収により売上計上を行うべきであるが、当期においては売上計上をできないと判断した。

したがって、平成 17 年 9 月中間期の売上高はゼロ円であり、売上高を計上していないので、売上高の修正は必要ない。

iv. 平成 18 年 3 月 ( 2006 年 3 月期 )

売上高ゼロ円を計上する ( 修正売上高 0.3 億円を計上する )

平成 17 年 5 月に B 社と X 社間で締結された Software 開発技術 Service 契約書及び覚書によれば、第二段階の納入内容は、「作業報告書、報告会議事録、外部設計書一式」となっており、B 社から X 社に対する第二段階分の対価の入金 ( 詳細時期は不明 ) 後の平成 17 年 12 月 5 日に、X 社から当社に入金された 1.26 億円は外部設計局面の納品物への対価であると思われる。

しかしながら、外部設計局面の対価が 1.2 億円であるという明確な証跡を社内調査委員会としては確認できなかったため、本来であれば、外部設計局面の分割検収により売上計上を行うべきであるが、当期においては売上計上をできないと判断した。

また、内部設計局面の分割計上 0.3 億円については、平成 17 年 4 月 25 日付けの契約書に基づいて納品検収行為を行ったとして売上計上している。しかし、社内調査委員会としては内部設計局面の検収となる証跡を確認できなかったことから、平成 18 年 3 月期での計上は不適切であると考える。

したがって、平成 18 年 3 月期の売上高はゼロ円であり、計上した売上高の修正として 0.3 億円を計上する。

v. 平成 18 年 9 月中間期

売上高 4.3 億円を計上する ( 修正売上高 4.3 億円を計上する )

平成 17 年 11 月に中断していたプロジェクトが、平成 18 年 5 月 31 日付けで X 社と当社間で覚書が締結され、契約金額 4.8 億円であったが、4.3 億円で両者合意し、この案件は終了した。

したがって、平成 18 年 9 月中間期の売上高は 4.3 億円であり、売上高を計上していないので修正売上高として 4.3 億円を計上する。

▶ 修正後売上原価

i. 平成 16 年 9 月中間期

SI 案件の要件定義・外部設計局面の分割検収として計上した売上高 ( 修正後売上高ゼロ円 ) の修正にともない対応する売上原価についても修正を行いゼロ円とする。

したがって、計上した売上原価の修正として 0.305 億円を計上する。

ii. 平成 17 年 3 月期 ( 2005 年 3 月期 )

SI 案件の要件定義・外部設計局面 ( 見直し分 ) の分割検収として計上した売上高 ( 修正後売上高ゼロ円 ) の修正にともない対応する売上原価についても修正を行いゼロ円とする。

したがって、計上した売上原価の修正として 0.86 億円を計上する。

iii. 平成 17 年 9 月中間期

売上原価はゼロ円である。

売上高を計上していないので、売上原価の修正は必要ない。

iv. 平成 18 年 3 月（2006 年 3 月期）

SI 案件の内部設計局面の分割検収として計上した売上高（修正後売上高ゼロ円）の修正にともない対応する売上原価についても修正を行いゼロ円とする。

したがって、計上した売上原価の修正として 3.827 億円を計上する。

v. 平成 18 年 9 月中間期

平成 18 年 5 月 31 日付けで X 社と当社の間で覚書が締結された時点をもって修正売上高 4.3 億円の計上をおこなった。これにともない対応する売上原価についても修正を行う。

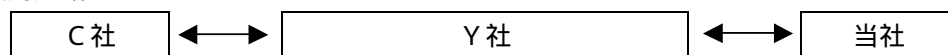
したがって、平成 18 年 9 月中間期の売上原価は 2.793 億円であり、売上原価を計上していないので修正売上原価として 2.793 億円を計上し、B プロジェクトに係る仕掛品はゼロ円とする。

### (3) C社

#### 概要

- 案件形態：システム開発
- 会計年度：平成 16 年 9 月中間期  
平成 17 年 3 月期  
平成 17 年 9 月中間期  
平成 18 年 3 月期  
平成 18 年 9 月中間期  
平成 19 年 3 月期
- 契約金額：現行システム調査：0.563 億円、コンバージョン作業：9.722 億円（最終的にはコンバージョン作業は、C社の子会社であるY社が自制した金額0.45663億円及びY社が他の会社との契約に切り替えた金額0.996億円を差し引いた8.26937億円となった。）

- 契約経路



- 経緯

平成 16 年 8 月 9 日に、C 社の子会社である Y 社常務より、調査作業を 5,000 万円で出来る範囲と開発の総額を 15 億円以内でできないか、という打診があった。平成 16 年 8 月 12 日に当社元社長承認の下、C 社の意向もあり、当社のリスクで先行作業を開始することについて Y 社の了承を得た。

平成 16 年 10 月 26 日に当社元社長が C 社から平成 16 年 9 月 22 日付けの注文書、及び、付帯説明文書を受領した。それと引き換えに納品書、成果物、検査結果通知書（2 億 5000 万円、9 月末検収日）を提示し合意した。ただし、請求確定は 5630 万円であり、3 億 700 万円はフェーズ 2 の見積価格見極めの中で改めて決めるという付帯説明文書があった。

2.5 億円検収書はあったものの、売上を当社の判断で先行作業分の 1 億円で計上した。

平成 16 年 12 月 24 日に現行システム調査分として、5,630 万の見積を提示し、平成 17 年 1 月 21 日の日付で契約を締結した。フェーズ 1 の納品物は平成 17 年 3 月 14 日に納品を行った。Y 社の担当取締役から押印はもらったものの、その場で納品物の不足を指摘され、Y 社の依頼により、平成 17 年 3 月 28 日に不足分の納品を行うという文面を検査結果通知書に追記した。不足分の納品物は平成 17 年 3 月 28 日に納品され、口頭で印鑑を押すと言われたものの、押印後の検査結果通知書を受領したのは、平成 17 年 4 月 25 日であった。

平成 17 年 4 月 13 日に C 社取締役、Y 社取締役と当社元社長、当社前財務担当部長が直接交渉を行い、フェーズ 2 分として 9 億 7,220 万円で合意した。それを受けて、平成 17 年 4 月 19 日に見積書を渡し、平成 17 年 4 月 25 日に 1.5 億分の検査結果通知書を受領した。

平成 17 年 5 月 31 日に契約を締結し、改めて 1.5 億円分の納品成果物を納品した。

売上高計上時期と売上額

➤ 修正前売上高

	平成 16 年 9 月 中間期	平成 17 年 3 月期 (2005 年 3 月期)	平成 17 年 9 月 中間期	平成 18 年 3 月期 (2006 年 3 月期)
売上高	1.0 億円	0.563 億円 0.5 億円	1.57 億円	2.728 億円
根拠証憑	H16.9.30 付 検査結果通知書	H17.3.14 付 検査結果通知書 H17.3.31 付 検査結果通知書		
入金日			H17.6.30	
入金額			0.59115 億円 H17.8.1 1.575 億円	
	平成 18 年 9 月 中間期	平成 19 年 3 月期 (2007 年 3 月期)		
売上高	0.355 億円	2.11637 億円		
根拠証憑				
入金日				
入金額				

➤ 修正前売上原価

	平成 16 年 9 月 中間期	平成 17 年 3 月期 (2005 年 3 月期)	平成 17 年 9 月 中間期	平成 18 年 3 月期 (2006 年 3 月期)
売上原価	0.103 億円	0.867 億円	0.247 億円	4.569 億円
仕掛品		0.053 億円	3.880 億円	4.778 億円
G社			3.25 億円	1.85 億円
外注費				

なお、売上原価及び仕掛品は、G社案件（30頁に記載）の外注費として処理された費用が含まれており、この修正処理については30頁以降を参照のこと。

➤ 修正後売上高

	平成 16 年 9 月 中間期	平成 17 年 3 月期 (2005 年 3 月期)	平成 17 年 9 月 中間期	平成 18 年 3 月期 (2006 年 3 月期)
売上高	- 億円	- 億円	0.563 億 1.5 億円+1.57 億円	2.728 億円
(修正売上)	( 1.0 億円)	( 1.063 億円)	(2.063 億円 + - 億円)	( - 億円 )
根拠証憑	H16.9.22 付 注文書付付帯説明	H17.1.21 付 ﾌﾞｰｸﾞ 契約書 H17.5.31 付 ﾌﾞｰｸﾞ 契約書 H17.4.25 付 検査結果通知書 H17.6.7 付 検査結果通知書	H17.1.21 付 ﾌﾞｰｸﾞ 契約書 H17.5.31 付 ﾌﾞｰｸﾞ 契約書 H17.4.25 付 検査結果通知書 H17.6.7 付 検査結果通知書	

	平成 18 年 9 月 中間期	平成 19 年 3 月期 (2007 年 3 月期)		
売上高	0.355 億円	2.11637 億円		
(修正売上)	( - 億円)	( - 億円)		
根拠証憑				

(注) 緑色で記載した金額 (修正前売上高の売上高金額、修正後売上高の売上高金額、修正後売上高の (修正売上高金額)) については、取引及び作業実態があり、売上高計上時期から合理的と考えられる期間内に同額が入金されていることも確認できていることから、計上時期及び売上高金額の修正は必要ないと判断した金額である。

なお、下記の 考え方では当該緑色で記載した金額についての記載は省略した。

➤ 修正後売上原価

	平成 16 年 9 月 中間期 - 億円	平成 17 年 3 月期 (2005 年 3 月期) - 億円	平成 17 年 9 月 中間期 0.971 億円 0.247 億円	平成 18 年 3 月期 (2006 年 3 月期) 1.319 億円 ( 3.25 億円)
売上原価				
(修正原価)	( 0.103 億円)	( 0.867 億円)	(0.971 億円)	
仕掛品				
フェーズ フェーズ	0.103 億円	0.971 億円 0.053 億円	0.630 億円	2.928 億円

考え方

➤ 修正前売上高

i. 平成 16 年 9 月中間期

C社から平成 16 年 9 月 22 日付けの注文書 (3.633 億円) を平成 16 年 10 月 26 日に入手し、平成 16 年 9 月 30 日付けの検査結果通知書を手に入れたので、いったんは売上高 2.5 億円を SI 案件の分割検収として計上した。しかし、当社の判断で、作業コスト分に相当する売上高 1.0 億円を計上しなおした。

ii. 平成 17 年 3 月期 (2005 年 3 月期)

イ) 現行システム作業分の売上高 0.563 億円

平成 17 年 3 月 14 日付けの検査結果通知書により、現行システム調査作業分として売上高 0.563 億円を計上した。

ロ) コンバージョン作業分の売上高 0.5 億円

平成 17 年 4 月 13 日付けでフェーズ の契約内容について合意 (契約締結日は平成 17 年 5 月 31 日) し、フェーズ に含まれる先行作業分についても合意し、平成 17 年 4 月 25 日に平成 17 年 3 月 31 日付けの検査結果通知書を手に入れたので、SI 案件の分割検収として先行作業分の売上高 1.5 億円から平成 16 年 9 月期に計上した 1.0 億円を控除した 0.5 億円を計上した。

➤ 修正前売上原価

i. 平成 16 年 9 月中間期

平成 16 年 9 月に SI 案件の分割検収による 1.0 億円を売上高に計上したことにより、売上原価を 0.103 億円計上した。

ii. 平成 17 年 3 月期（2005 年 3 月期）

現行システム作業分の売上及びコンバージョン作業分の売上高を計上したことにより、売上原価 0.867 億円計上した。

➤ 修正後売上高

ii. 平成 16 年 9 月中間期

売上高はゼロ円である（修正売上高 1.0 億円を計上する）。

平成 16 年 9 月 22 日付けの C 社からの注文書（3.633 億円）の付帯説明によれば、「当該注文書は[Letter Of Intent]の性格を持つものであって正式契約ではなく、契約は C 社の子会社である Y 社との間で締結するものである。」また、当社の見積書を、「[現行資産棚卸し]及び[新システム移行/導入方針策定]作業をカテゴリー（0.563 億円）とし、それ以降の作業をカテゴリー（再見積）と区分けして契約する意向である。」としている。Y 社と開発請負個別契約を締結したのは平成 17 年 1 月 21 日であり、平成 16 年 9 月末時点では Y 社からの検査結果通知書を入手していないため売上高は計上できない。なお、平成 16 年 9 月 30 日付けで C 社から入手したとする検査結果通知書は平成 16 年 12 月 6 日に C 社に返却したため、当社には残っていない。

したがって、当初の売上計上根拠である注文書、検査結果通知書はいずれも正式なものではないことから成果物の提供は完了していないと認められ、平成 16 年 9 月中間期の売上高はゼロ円であり、計上した売上高の修正として 1.0 億円を計上する。

iii. 平成 17 年 3 月期（2005 年 3 月期）

売上高はゼロ円である（修正売上高 1.063 億円を計上する）。

イ) 現行システム作業分の売上高ゼロ円

平成 17 年 1 月 21 日付けでフェーズ Ⅰ のソフトウェア開発請負個別契約書を締結し、平成 17 年 3 月 14 日付けで納品し、Y 社よりフェーズ Ⅰ の検査結果通知書を入手したが、納入物に不足があり、最終的に検査結果通知書を入手したのが平成 17 年 4 月 25 日である。

したがって、平成 17 年 3 月 31 日現在、成果物の提供が完了していないため平成 17 年 3 月期の売上高はゼロ円であり、計上した売上高の修正として 0.563 億円を計上する。

ロ) コンバージョン作業分の売上高ゼロ円

当社は先行作業分として差額 0.5 億円を売上高に計上しているが、先行作業分が含まれるフェーズ Ⅰ のソフトウェア開発請負個別契約が Y 社と締結された

のは平成 17 年 5 月 31 日であり、また、当社が平成 17 年 4 月 25 日に入手したとしている平成 17 年 3 月 31 日付けの検査結果通知書は平成 17 年 6 月 7 日に返却したとしているため、当社には存在していない。

したがって、売上計上根拠である検査結果通知書の日付は最終的に平成 17 年 6 月 7 日であり、成果物の提供は完了していないと認められ、平成 17 年 3 月期の売上高はゼロ円であり、計上した売上高の修正として 0.5 億円を計上する。

iv. 平成 17 年 9 月中間期

売上高は 2.063 億円計上する（修正売上高 2.063 億円を計上する）

イ) 現行システム作業分の売上高 0.563 億円

平成 17 年 3 月 14 日に納品した納品物に不足があったが、充足して最終的に検査結果通知書を入手したのが平成 17 年 4 月 25 日である。

したがって、平成 17 年 4 月 25 日に成果物の提供が完了したと認められ平成 17 年 9 月中間期の売上高は 0.563 億円であり、売上高を計上していないので修正売上高として 0.563 億円を計上する。

ロ) コンバージョン作業分の売上高 1.5 億円

平成 17 年 5 月 31 日付けで先行作業分が含まれるフェーズ のソフトウェア開発請負個別契約を締結し、先行作業分の検査結果通知書を平成 17 年 6 月 7 日付けで Y 社より入手した。

したがって、平成 17 年 6 月 7 日時点で成果物の提供が完了したと判断し、平成 17 年 9 月中間期の売上高は 1.5 億円であり、売上高を計上していないので修正売上高として 1.5 億円を計上する。

▶ 修正後売上原価

i. 平成 16 年 9 月中間期

売上高（修正後売上高ゼロ円）の修正にともない対応する売上原価についても修正を行いゼロ円とする。

したがって、計上した売上原価の修正として 0.103 億円を計上する。

ii. 平成 17 年 2005 年 3 月期（2005 年 3 月期）

売上高（修正後売上高ゼロ円）の修正にともない対応する売上原価についても修正を行いゼロ円とする。

したがって、計上した売上原価の修正として 0.867 億円を計上する。

iii. 平成 17 年 9 月中間期

売上高（修正後売上高は 2.063 億円）の修正にともない対応する売上原価についても修正を行い 0.971 億円を計上する。

#### (4) D社

##### 概要

- 案件形態：パッケージをベースにしたシステム開発
- 会計年度：平成 17 年 3 月期  
平成 17 年 9 月中間期  
平成 18 年 3 月期
- 契約金額：4.65 億円。現在係争中
- 契約経路



##### 経緯

平成 16 年 8 月 25 日に D 社グループの会長を紹介され、それを受けて平成 16 年 9 月に消費者金融について D 社に対してプレゼンテーションを行った。平成 16 年 10 月～平成 17 年 3 月にかけて、当社ソウル支店を中心に D 社に対してローンシステムについての提案活動を行った。

平成 17 年 3 月 31 日に見積書を提出し、パッケージ部分についての注文書を入手した。

この注文書には、平成 17 年 4 月 30 日までにソフトウェア開発請負契約書を締結する記載があり、口頭においても平成 17 年 4 月上旬には速やかに契約を締結する約束があった。

その前提があった上で、「本契約が締結されるまでは、債権債務が発生しない」旨の確認書を差し入れている。

売上は、確認書が存在するにも関わらず、平成 17 年 3 月時点で 3 億 6000 万円計上された。

平成 17 年 5 月 11 日予定より遅れて、ソフトウェア開発請負仮契約書がパッケージ料金に 6,000 万円がカスタマイズ料金として追加され締結された。

これ以降、開発にあたっての個別契約は、D 社の子会社である L 社に変更となった。作業は進行したものの、要件が明確に固まらず、追加要件のボリュームが増えたため、平成 17 年 12 月 28 日に作業範囲の見直しと金額の見直しを行ったうえで個別契約を締結した。また、債権債務を担保するため、両者代表で連帯保証状を互いに取り交わした。

そのことをもって、パッケージ代金の 20%である 8,700 万円を請求し、入金してもらった。個別契約締結後もスコアリング部分については交渉が難航しており、平成 18 年 3 月 28 日にパッケージの一部分のスコアリング部分 7,000 万円をキャンセルする覚書を締結した。

平成 18 年 3 月 29 日に L 社一行が当社へ来社し、現場の作業状況の確認を行ったうえで、「確認書」(その時点での納品物の確認および、次回の最終検収までに提供予定機能を全て取り揃えるようにする と約束した文書)を当社から提出した。

平成 18 年 3 月 31 日に 29 日に提出した確認書記載の納品物を納品し、それをもって 1 億 1,800 万円の売上を計上した。

平成 18 年 4 月以降、双方の作業認識の不一致が続き、開発を中断し、現在訴訟継続中である。

### 売上高計上時期と売上額

#### ➤ 修正前売上高

	平成 16 年 9 月 中間期	平成 17 年 3 月期 (2005 年 3 月期) 3.6 億円	平成 17 年 9 月中間期	平成 18 年 3 月期 (2006 年 3 月期) 0.7 億円 0.6 億円
売上高				
根拠証憑		H17.3.31 付注文書 H17.3.31 付受領書		H18.3.28 付覚書  H18.3.31 付受領書
入金日				H17.12.29 0.87 億円
入金額				H18.3.31 1.18 億円

#### ➤ 修正前売上原価

	平成 16 年 9 月 中間期	平成 17 年 3 月期 (2005 年 3 月期) 0.098 億円	平成 17 年 9 月中間期	平成 18 年 3 月期 (2006 年 3 月期) 3.065 億円
売上原価				
仕掛品 内 G 社 外注費			1.462 億円	

なお、売上原価及び仕掛品は、G 社案件（31 頁に記載）の外注費として処理された費用が含まれており、この修正処理については 31 頁以降を参照のこと。

平成 19 年 3 月期に 1.9 億の G 社外注費を計上

#### ➤ 修正後売上高

	平成 16 年 9 月 中間期	平成 17 年 3 月期 (2005 年 3 月期) - 億円 ( 3.6 億円)	平成 17 年 9 月中間期	平成 18 年 3 月期 (2006 年 3 月期) 3.6 億円 0.7 億円 (3.0 億円)
売上高 (修正売上)				
根拠証憑		H17.3.31 付確認書		H17.12.28 付契約書 H18.3.28 付覚書

#### ➤ 修正後売上原価

	平成 16 年 9 月 中間期	平成 17 年 3 月期 (2005 年 3 月期) - 億円 ( 0.098 億円)	平成 17 年 9 月中間期	平成 18 年 3 月期 (2006 年 3 月期) 2.38085 億円
売上原価 (修正原価)				
仕掛品		0.098 億円	0.098 億円 1.462 億円	0.78341 億円

### 考え方

#### ➤ 修正前売上高

i. 平成 17 年 3 月期 (2005 年 3 月期)

D 社から平成 17 年 3 月 31 日付けで注文書を入力し、同日付で受領書を入力したのでパッケージソフト (アプリケーション) の販売として売上高 3.6 億円を計上した。

ii. 平成 18 年 3 月期 (2006 年 3 月期)

イ) パッケージ金額のうちスコアリングシステム売上高 0.7 億円・・・平成 18 年 3 月 28 日付けの D 社との間の覚書により、平成 17 年 3 月 31 日付けの注文書に記載されたパッケージの金額からスコアリングシステムを行わないことで 0.7 億円の減額をすることに両者合意したため、パッケージソフトの一部返品として売上高 0.7 億円を計上した。

ロ) カスタマイズ売上高 0.6 億円・・・平成 17 年 3 月 15 日付けの注文書のうちカスタマイズ部分を平成 18 年 3 月 31 日付けの受領書でカスタマイズ売上として売上高 0.6 億円を計上した。

➤ 修正前売上原価

i. 平成 17 年 3 月期 (2005 年 3 月期)

平成 17 年 3 月に売上高 3.6 億円を計上したことにより、売上原価 0.098 億円を計上した。

ii. 平成 18 年 3 月期 (2006 年 3 月期)

平成 18 年 3 月に売上高 0.6 億円を計上したことにより、売上原価 3.065 億円を計上した。

➤ 修正後売上高

i. 平成 17 年 3 月期 (2005 年 3 月期)

売上高はゼロ円である (修正売上高 3.6 億円を計上する)。

当社は 3.6 億円の売上高計上をしている。しかし、当社が D 社に提出している平成 17 年 3 月 31 日付けの確認書によれば、「貴社と弊社との間でソフトウェア開発請負契約が締結され、契約条件が定まり、本契約によって実際に新消費者ローンシステムのアプリケーションが構築され、本製品が納入されるまでは、貴社と弊社との間で債権債務は発生しない」としている。この時点で受領書ではなく検査結果通知書でないといけないことは了解しているはずであるが、検査結果通知書は入手していない。また、この時点ではソフトウェア開発請負契約が締結されておらず、かつ、納品物が形式的なものであったことから売上高は計上できないと考える。

したがって、平成 17 年 3 月期の売上高はゼロ円であり、計上した売上高の修正として 3.6 億円を計上する。

ii. 平成 18 年 3 月期

売上高 2.9 億円を計上する (修正売上高 3.0 億円を計上する)。

イ) パッケージ売上高 2.9 億円

イー1) パッケージの売上高 3.6 億円・・・平成 17 年 3 月 31 日付の注文書に基づき当社は、平成 17 年 5 月にローンモジュールパッケージの納品を行い、成果物を提供していることを確認した。社内調査委員会としては、この際の顧客の受領を確認することができなかったが、平成 17 年 3 月 31 日付けの受領書を先に受領しているため、書面の受け渡しはなかったと考えられる。

平成 17 年 3 月 31 日付けの確認書を考慮し、平成 17 年 12 月 28 日付けで「消費者金融システム開発用役契約」が締結された事実をもって、注文書に基づくパッケージ代金 3.6 億円の売上計上を行うべきと考える。

イー2) パッケージ金額のうちのスコアリングシステムの売上高 0.7 億円・・・

平成 18 年 3 月 28 日付けの D 社との間で締結した覚書により、平成 17 年 3 月 31 日付けの注文書に記載されたパッケージの金額からスコアリングシステムを行わないことで 0.7 億円の減額をすることに両者合意したため、平成 18 年 3 月に売上高 0.7 億円を計上している。これについては、上記パッケージの一部取消であることから修正の必要はない。しかし、結果的に平成 18 年 3 月期の売上高としては、当初のパッケージ代金 3.6 億円からキャンセルされたスコアリングシステム部分の 0.7 億円を控除したパッケージの売上高 2.9 億円として計上されることとなる。

ロ) カスタマイズの売上高ゼロ円・・・平成 18 年 3 月に計上されたカスタマイズ売上 0.6 億円については、本来であれば検査結果通知書を得て売上計上を行わなければならない。しかしながら、0.6 億円のカスタマイズ作業に対しては、平成 18 年 3 月 31 日付けの受領書のみであり、検査結果通知書又はそれに類する書類が調査の結果発見することができなかった。したがって、平成 18 年 3 月期のカスタマイズ売上高はゼロ円であり、修正売上高 0.6 億円を計上する。

➤ 修正後売上原価

i. 平成 17 年 3 月期 (2005 年 3 月期)

売上高 (修正後売上高ゼロ円) の修正にともない、対応する売上原価についても修正をおこないゼロ円とする。

したがって、計上した売上原価の修正として 0.098 億円を計上する。

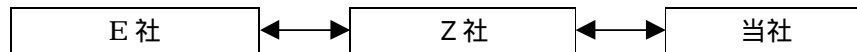
ii. 平成 18 年 3 月期

売上高 (修正後売上高 2.9 億円) の修正にともない、対応する売上原価についても修正を行い、上記修正により仕掛品となる 0.098 億円および平成 17 年 12 月までの製造費用を契約締結時である平成 17 年 12 月に売上原価計上を行う。

(5) E 社

概要

- 案件形態：REVERSE PLANET 一括販売
- 会計年度：平成 17 年 3 月期  
平成 17 年 9 月中間期  
平成 18 年 3 月期
- 契約金額：0.60 億円
- 契約経路



➤ 経緯

当社はZ社と REVERSE PLANET の販売パートナー契約を行っていた。Z社が保守している E 社へ開発保守生産性向上の目的で REVERSE PLANET を売り込みたいとの話があった。

平成 17 年 2 月に入って、AAA 実施契約書（パイロット）を締結し、棚卸と PLANET のパイロットを平行して実施した。どちらも E 社側のスケジュールの都合により、当初の予定より二週間遅延し、平成 17 年 4 月 13 日に納品、受領が完了している。

また、本件は REVERSE PLANET の一括販売の形式を取っているものの、三年間という期間の限定があることから、クライアントライセンス分、及び保守費用分については、三年間で分割し計上すべきであった。

売上高計上時期と売上額

➤ 修正前売上高

	平成 16 年 9 月 中間期	平成 17 年 3 月期 (2005 年 3 月期)	平成 17 年 9 月 中間期	平成 18 年 3 月期 (2006 年 3 月期)	平成 18 年 9 月 中間期以降
売上高		0.03 億円 0.525 億円		0.045 億円	
根拠証憑		H17.3.25 付 受領書 H17.3.29 付 受領書		H17.12.30 付 受領書	
入金日			H17.4.25	H18.1.31	
入金額			0.0315 億円	0.5985 億円	

➤ 修正前売上原価

	平成 16 年 9 月 中間期	平成 17 年 3 月期 (2005 年 3 月期)	平成 17 年 9 月 中間期	平成 18 年 3 月期 (2006 年 3 月期)	平成 18 年 9 月 中間期以降
売上原価		- 億円 - 億円			- 億円
仕掛品		- 億円			

➤ 修正後売上高

	平成 16 年 9 月 中間期	平成 17 年 3 月期 (2005 年 3 月期)	平成 17 年 9 月 中間期	平成 18 年 3 月期 (2006 年 3 月期)	平成 18 年 9 月 中間期以降
売上高		- 億円	0.06 億円 内訳:0.03+0.03	0.302 億円 内訳:0.257+0.045	0.042 億円
(修正売上)		( 0.555 億円)	(0.06 億円)	(0.257 億円)	(0.042 億円)
根拠証憑		H17.4.14 付 顧客訪問履歴 H17.12 月付 使用許諾覚書 H17.12.30 付 覚書等	H17.4.14 付 顧客訪問履歴	H17.12 月付 使用許諾覚書 H17.12.30 付 受領書	H17.12 月付 使用許諾覚書

➤ 修正後売上原価

修正なし

考え方

➤ 修正前売上高

i. 平成 17 年 3 月期 (2005 年 3 月期)

イ) 売上高 0.03 億円・・・REVERSE PLANET のパイロット調査料として平成 17 年 3 月 25 日付けの受領書で納品及び受領行為が完了しているとして売上高 0.03 億円を計上した。

ロ) 売上高 0.525 億円・・・リポジトリ構築、棚卸結果報告書及びカスタマイズ対象金額として、平成 17 年 2 月 10 日付けの注文書入手し、平成 17 年 3 月 29 日付けの納品書及び受領書により REVERSE PLANET の一括販売による売上高 0.525 億円を計上した。

ii. 平成 18 年 3 月期 (2006 年 3 月期)

追加カスタマイズ相当分として、平成 17 年 12 月に Z 社と最終ユーザーである E 社との間で契約が締結された。これに伴い平成 17 年 12 月 30 日付けの納品書と受領書でカスタマイズの追加売上分として売上高 0.045 億円を計上した。

➤ 修正前売上原価

REVERSE PLANET (AAA、棚卸結果報告書含む) のパッケージ売上については、ライセンス供与であること、及び各案件の契約金額が比較的小額であることから、個別

原価管理を行っていなかった。したがって、本件に係る個別売上原価は、ゼロ円としていた。

➤ 修正後売上高

i. 平成 17 年 3 月期（2005 年 3 月期）

売上高はゼロ円である（修正売上高 0.555 億円を計上する）

イ) 売上高ゼロ円・・・パイロット調査料として当社は売上高 0.03 億円計上している。

しかし、平成 17 年 4 月 13 日に納品・受領をしたことを平成 17 年 4 月 14 日付けの顧客訪問履歴議事録で確認したので、平成 17 年 3 月期には売上高を計上できない。

したがって、パイロット調査については平成 17 年 3 月 31 日現在、実際の納品受領が完了していないため、平成 17 年 3 月期の売上高はゼロ円であり、計上した売上高の修正として 0.03 億円を計上する。

ロ) 売上高ゼロ円・・・リポジトリ構築、棚卸結果報告書及びカスタマイズ対象金額として 0.525 億円を計上している。しかし、棚卸結果報告書については平成 17 年 4 月 13 日に納品・受領したことを平成 17 年 4 月 14 日付けの顧客訪問履歴議事録で、また、リポジトリ構築及びカスタマイズについては、平成 17 年 12 月 30 日に受領したことを平成 17 年 12 月の当社と Z 社との使用許諾に関する覚書、平成 17 年 12 月 30 日付けの受領書、REVERSE PLANET の価格表及び Z 社と E 社との間での契約で確認したので、平成 17 年 3 月期には売上高 0.525 億円を計上できない。

したがって、REVERSE PLANET 導入作業については平成 17 年 3 月 31 日現在において納品・受領が完了していないため、平成 17 年 3 月期の売上高はゼロ円であり、計上した売上高の修正として 0.525 億円を計上する。

ii. 平成 17 年 9 月中間期

売上高 0.06 億円を計上する（修正売上高 0.06 億円を計上する）

イ) 売上高 0.03 億円・・・パイロット調査料として、本来であれば、平成 17 年 3 月 31 日に納品予定であったが、E 社側の都合により、2 週間延長となった。平成 17 年 4 月 13 日に納品・受領をしたことを平成 17 年 4 月 14 日付けの顧客訪問履歴議事録で確認したので、売上高に 0.03 億円計上する。

したがって、平成 17 年 9 月中間期の売上高は 0.03 億円であり、売上高を計上していないので修正売上高として 0.03 億円を計上する。

ロ) 売上高 0.03 億円・・・A A A（棚卸結果表）として平成 17 年 4 月 13 日に納品・受領したことを平成 17 年 4 月 14 日付けの顧客訪問履歴議事録で確認したので、売上高に 0.03 億円計上する。

したがって、平成 17 年 9 月中間期の売上高は 0.03 億円であり、当社は売上高を計上していないので修正売上高として 0.03 億円を計上する。

iii. 平成 18 年 3 月期

売上高 0.302 億円を計上する（修正売上高 0.257 億円を計上する）。

イ) 売上高 0.257 億円・・・リポジトリ構築、ライセンス料、保守料及びカスタマイズ 1 を対象として、平成 17 年 12 月の当社と Z 社との使用許諾に関する覚書、平成 17 年 12 月 30 日付けの受領書、REVERSE PLANET の価格表及び Z 社と E 社との間での契約で確認したことから売上高として 0.257 億円計上する。ライセンス及び保守料については、平成 18 年 2 月から月額料金分を役務提供基準で売上計上することが妥当であると判断した。

したがって、2006 年 3 月期の売上高は 0.257 億円であり、売上高を計上していないので修正売上高として 0.257 億円を計上する。

内訳：0.043 億円（リポジトリ構築買取＋サーバ買取）

0.006 億円（ライセンス料：0.003 億円×2 ヶ月）

0.008 億円（保守料金：0.004 億円×2 ヶ月）

0.200 億円（カスタマイズ 1）

ロ) 売上高 0.045 億円・・・追加カスタマイズ対象分として計上した売上高 0.045 億円は、平成 17 年 12 月に Z 社と E 社との間で契約が締結され、また、当社と Z 社との間で使用許諾に関する覚書が締結され、平成 17 年 12 月 30 日付けで受領書が入手されたことを確認したことにより、妥当と考える。

したがって、平成 18 年 3 月期の売上高は 0.045 億円であり、同額を売上高に計上しているため修正売上高はゼロ円である。

iv. 平成 18 年 9 月中間期以降

上記のとおり、ライセンス料及び保守料については月額料金分を役務提供基準で売上計上することが妥当であると判断し、半期間毎に売上高 0.042 億円を計上する（半期間毎に修正売上高 0.042 億円を計上する）。

内訳：0.018 億円（ライセンス料：0.003 億円×6 ヶ月）

0.024 億円（保守料金：0.004 億円×6 ヶ月）

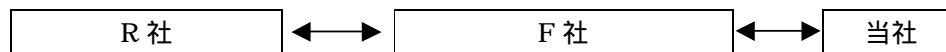
➤ 修正後売上原価

本案件に係る個別売上原価を計上していなかったため売上原価の修正はゼロ円である。

(6) F社

概要

- 案件形態：システム開発
- 会計年度：平成 17 年 3 月期  
平成 17 年 9 月中間期  
平成 18 年 3 月期
- 契約金額：0.5 億円
- 契約経路



経緯

平成 16 年 12 月頃に F 社の営業担当より、R 社の案件としてシステム構築（運用を含む）で、想定 1 億円の開発をお願いしたいという話があった。

平成 17 年 1 月から先行作業を開始した。

平成 17 年 3 月 9 日に見積書、注文書、注文請書を提出した。

また、平成 17 年 3 月 17 日に納品を行い、納品成果物、納品書、検査結果通知書（雛形）を提出した。

平成 17 年 4 月頃、納品書にそった納品を行い、検収結果通知書をもったため売上については取り消しをしなかった。

平成 17 年 6 月に入って、F 社から正式に R 社案件を失注したという情報を得たが、他にも F 社案件が多数あったため、他案件で代替するという方法を選択した。

売上高計上時期と売上額

➤ 修正前売上高

	平成 16 年 9 月 中間期	平成 17 年 3 月期 (2005 年 3 月期)	平成 17 年 9 月 中間期	平成 18 年 3 月期 (2006 年 3 月期)
売上高		0.5 億円		
根拠証憑		H17.3.31 付 検査結果通知書		
入金日				H17.10.31
入金額				0.315 億円 H18.2.28 0.21 億円

➤ 修正前売上原価

	平成 16 年 9 月 中間期	平成 17 年 3 月期 (2005 年 3 月期)	平成 17 年 9 月 中間期	平成 18 年 3 月期 (2006 年 3 月期)
売上原価		0.352 億円		
仕掛品		0.782 億円		

➤ 修正後売上高

	平成 16 年 9 月 中間期	平成 17 年 3 月期 (2005 年 3 月期)	平成 17 年 9 月 中間期	平成 18 年 3 月期 (2006 年 3 月期)
売上高		- 億円	0.3 億円	0.2 億円
(修正売上)		( 0.5 億円)	(0.3 億円)	(0.2 億円)
根拠証憑		個別契約書 未締結	H17.9.30 付 検査結果通知書	H18.1.31 付 検査結果通知書

➤ 修正後売上原価

	平成 16 年 9 月 中間期	平成 17 年 3 月期 (2005 年 3 月期)	平成 17 年 9 月 中間期	平成 18 年 3 月期 (2006 年 3 月期)
売上原価		0.337 億円 0.782 億円	0.015 億円	
(修正原価)		( 0.782 億円) ( 0.015 億円)	( 0.015 億円)	
仕掛品		0.015 億円		

考え方

➤ 修正前売上高

i. 平成 17 年 3 月期 (2005 年 3 月期)

検査結果通知書を平成 17 年 3 月 31 日付けで F 社から入手したので SI 案件として売上高 0.5 億円を計上した。

➤ 修正前売上原価

i. 平成 17 年 3 月期 (2005 年 3 月期)

比較的小額の開発案件が多数発生する顧客については、各小額案件ごとの個別原価管理を行わず、顧客単位で原価計算を行っていた。従って、平成 17 年 3 月期に対応する原価として、当社は 0.352 億円を売上原価として計上した。

➤ 修正後売上高

i. 平成 17 年 3 月期 (2005 年 3 月期)

売上高 ゼロ円を計上する (修正売上高 0.5 億円を計上する)

当社は平成 17 年 3 月 31 日付けで検査結果通知書を F 社から入手したので売上高 0.5 億円を計上した。しかし、F 社と当社とで締結した「ソフトウェア開発請負基本契約書」によれば、両者間で「個別契約」を契約し、個別契約書記載の納入期日までに納入し、検査が合格した場合に検収が完了するとしている。平成 17 年 3 月期末までには「個別契約」が締結されていないため、本来、検査結果通知書を入手できないと考えられる。また、基本契約書では「個別契約」としているが、現実は平成 17 年 2 月 25 日付けで納入物を「作業報告書」とする注文書・注文請書を取り交わしている。他の F 社案件を踏まえ、これらを個別契約に替わるものとする。通常、契約形態がシステム開発の場合、納入物が「作業報告書」のみというのは考えづらいものの、F 社側が検収を実施している。このため、F 社と R 社間でシステム構築の契約をしないと

ということが、当社に通知されるまでの手続き上の不備はないと考える。

しかしながら、平成 17 年 6 月上旬に F 社と R 社との間においてシステム構築の契約をしないことになり、当社はそれを受け入れている。この時点で売上の取り消しをするべきであった。

したがって、平成 17 年 3 月期の売上高はゼロ円であり、計上した売上高の修正として 0.5 億円を計上する。

当該案件については、修正後売上高は の平成 17 年 3 月期の会計処理で終了するが、平成 18 年 3 月期において当該案件の売上高を修正しないで他の F 社の 3 案件の入金処理と入り繰り処理をしているため、以下の処理が必要になる。

ii. 平成 17 年 9 月中間期

売上高を 0.3 億円計上する（修正売上高 0.3 億円を計上する）。

F 社との間で 0.3 億円の他の案件（F 社と Q 社との間の契約にかかわるシステム作業）があり、平成 17 年 9 月 30 日付けで検査結果通知書を入手している。売上高 0.3 億円を計上すべきであるが、当社は計上しないで原価のみを上記案件に計上している。

iii. 平成 18 年 3 月期

売上高を 0.2 億円計上する（修正売上高 0.2 億円を計上する）。

F 社との間で他の案件（F 社と P 社の 0.1 億円及び F 社と O 社の 0.1 億円にかかわるシステム作業）があり、両者とも平成 18 年 1 月 31 日付けで検査結果通知書を入手している。売上高 0.2 億円を計上すべきだが、当社は計上しないで原価のみ上記案件に計上している。

➤ 修正後売上原価

F 社の小額案件について各個別原価管理を行っていなかったため、平成 17 年 3 月期に計上した 0.352 億円は修正の必要はないと考えられる。しかしながら、当時においても 0.5 億円の案件であれば個別原価管理を行うべきであったと考えられる。

したがって、当時の担当プロジェクトマネージャーから平成 17 年 3 月期において、R 社案件の作業を行っていたメンバーの確認を行い、作業時間、出張旅費等の確認し、R 社案件に係る製造原価の再集計をおこなった。その結果、R 社案件に係る製造費用は、0.015 億円であったため、平成 17 年 3 月期に計上された 0.352 億円の売上原価を取り消し、R 社案件に係る製造費用を控除した 0.337 億円を修正後売上原価として計上する。

また、平成 17 年 3 月期において「F 社案件対応」として仕掛品 0.782 億円を仕掛品として計上していた。当時の関係者へのヒアリングによると、本来仕掛品に計上されるべきではないものであった事が判明したため、この 0.782 億円についても修正売上原価として計上する。

(7) G社

概要

➤ 案件形態：韓国におけるASP事業用ローンパッケージの販売

➤ 契約金額及び契約経路：

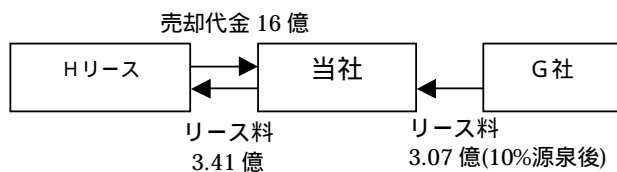
平成13年3月期 16億円（売買契約：Hリース 当社）

平成13年3月期 17.0994億円（プログラム・プロダクトリース契約：Hリース 当社）

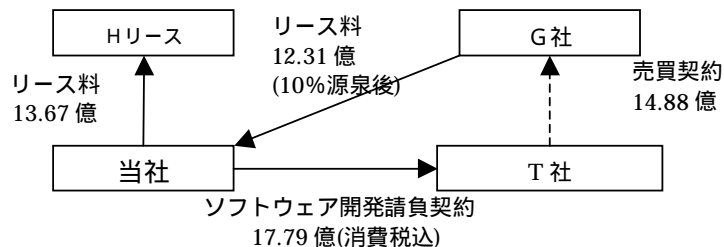
平成13年3月期 17.0994億円（プログラム・プロダクトリース契約：当社 G社）

平成13年7月～平成14年6月

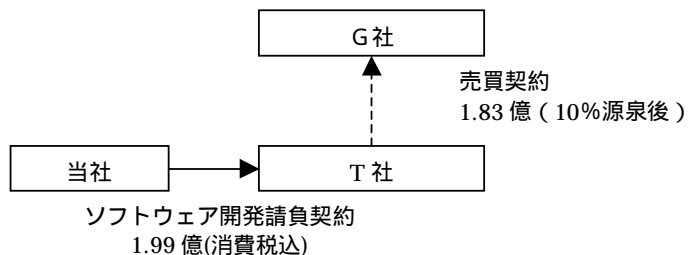
プログラム・プロダクトリース契約



平成14年7月～平成18年6月



平成18年7月～平成19年3月



## 本事案における事実関係と会計処理等に関する問題点の整理

### ➤ G社が連結対象子会社となるかどうかの判定

平成 13 年 3 月時点で、G 社において韓国内におけるリテールローン業務向け ASP 事業を目的としたビジネスの実態は存在した。また、関係者のヒアリングやメールからも G 社が立案した事業計画も確認できた。

次に、G 社と当社元社長との関係については、当社元社長は G 社設立時に必要な資金のほぼ全てを個人的に負担しており、当社元社長が実質的に支配する会社であったといえる。よって、当社元社長と G 社は実質的には一体であったと考えるべきである。

また、当社の取締役会が G 社の意思決定を支配していた証跡はない。取締役会においても G 社の経営の実態は、何ら具体的に報告されておらず、また、内部調査委員会による関係者へのヒアリングによるとリース取引以外の当社と G 社の取引も当社元社長の意思で行われていたとのことであった。本事案の詳細を認知していたのは、当社元社長以外には、取締役兼ソウル支店長、財務担当部長代理及びソウル支店の経理事務を担当していた経理担当課長代理（当時）の 4 名である。

したがって、当社元社長が、自己の計算で経営していた G 社を、当社の一部の役職員を使って運営の補佐をさせていた実態はあるものの、当社が会社として G 社の意思決定機関を支配していたと判断できる。よって当社の子会社ないしは関連会社とはいえない。

次に、G 社の経営状態が悪化し当社へのリース料の支払いが困難になったため、T 社に対して外注費の名目で支払いが行われた平成 14 年 7 月 22 日の役員異動後において、当社の子会社に該当するかどうかの判定を行う。

平成 14 年 7 月以降、G 社は、ASP 事業会社としての目的はあったものの、実質的には当社へのリース料支払いを維持するためだけのペーパーカンパニーに近いものであったと判断できる。ヒアリング結果によると、その時点においても、G 社は当社元社長が、個人的に G 社の役員異動について決定し、当社の取締役会において G 社の人事その他についても検討した事実は見当たらないだけでなく、G 社の役員構成から見ても当社子会社と判断する事実は見当たらない。加えて、T 社に対して行った外注費名目の支払いについても当社取締役会で決定された事実も見当たらない。これらの状況を勘案した結果、当社内調査委員会としては、平成 14 年 7 月以降についても、G 社は子会社には該当しないと判断する。

しかしながら、G 社が当社元社長の実質的な個人会社であると判断できることから、関連当事者との取引として有価証券報告書等に記載すべき事項であったと考えられる。

### ➤ 平成 13 年 3 月の取引について

平成 13 年 3 月の取引については、H リースと売買契約を締結し、その後当社がリースバックを行い、G 社に対し転リースを行っている。なお、H リースと当社、当社と G 社との間のリース契約は、どちらもファイナンスリースであった。

リースバック時の当社の物件受領書及び転リース時の G 社の物件受領書が存在するこ

と、また、G社が当該システムを利用し平成13年7月にASP事業をファーストユーザーであるI社へサービスを提供していることを内部調査委員会としては確認した。

I社は、最大10店舗まで支店を増やし韓国でビジネスを行っていた事実も関係者へのヒアリングから確認できた。

➤ 平成14年6月までのリース料の受取及び支払いについて

G社は自己の借入資金で当社へリース料を支払っていたため、平成14年6月までのG社から当社へのリース料の支払いに関する取引は正常な取引と判断できる。

➤ 平成14年7月から平成19年3月までのリース取引及び外注費の支払いについて

関係者へのヒアリングによると、平成14年7月以降は、当社元社長のG社への個人的な融資がストップしたため、G社の資金繰りが悪化し、当社へのリース料の支払いも困難な状況になった、そのため当社は、T社に対して外注費の名目で支払いを行い、G社はその資金の大半を当社へのリース料の支払いに当てていた事が濃厚であること、また、平成18年6月のリース期間満了後も当社は、G社の借入金返済のため、これまでと同様T社に対し外注費の名目で支出を行っていた。また、当社はT社への支払いについては、実態のないソフトウェア開発請負個別契約書を締結し、実在したプロジェクトの外注費（製造原価）として処理していた。

上記の状況を勘案し以下の点について検討を行う。

イ) 当社からT社に支払われた架空の外注費の処理について

平成14年7月以降、T社を経由しG社に流れていた資金については、G社からリース料を受け取るためにT社へ外注費の名目で実態のない送金を行っていたことから、T社に支払っていた資金を外注費として処理するのではなく、特定取引先への支出金（特別損失）として処理すべきものと考えられる。そして、平成18年6月のリース期間満了後にT社を経由してG社に流れていた資金についても、同様に特定取引先への支出金（特別損失）として処理すべきであったと考えられる。

ロ) 受取リース料と支払リース料及び仮払源泉税の処理について

この間にG社から当社に支払われた資金及びHリースに支払われたリース料については、両方のリース契約がリース期間満了までの間、有効であったと考えられることから、受取リース料及び支払リース料の相殺処理については妥当であったと考えられる。また、今回の修正処理の影響を鑑み、平成14年7月時点においてG社とのファイナンスリース取引に係る仮払源泉税として計上されている残高を租税公課（営業外費用）として一括処理を行い、その後については、リース料受取の都度租税公課（営業外費用）として処理を行う。

ハ) 引当金の計上の可否について

当該転貸リースについて平成14年9月期以降の引当金の計上可否については、平成14年11月25日に作成された利益計画において、T社を経由したG社への不正な支出が計画されていた事がわかる。また、それ以後期初時点の利益計画においても架空

の外注費として計画されていた。これらの状況を勘案した場合、平成 14 年 7 月当初から当該取引をリース期間満了までの間行う事が念頭にあったと考えることが妥当であると判断した。したがって、平成 14 年 9 月中間期以降において本転貸リース取引において将来の損失発生の可能性は低いと判断せざるを得ず、引当金計上の必要はないとの判断にいたった。

#### 修正前の会計処理と修正後の会計処理

➤ 平成 13 年 3 月から平成 14 年 6 月までの会計処理

当社社長からの借入資金において G 社が当社に対しリース料を支払っていた平成 14 年 6 月までは、正常な取引と考えられ、修正の必要はないと考えられる。

➤ 平成 14 年 7 月から平成 18 年 6 月のリース期間満了までの処理

i. 本件に係る T 社への外注費の計上処理

(修正前)

平成 15 年 3 月期 (第 9 期)

	2002 年 7 月	9 月	12 月	(通期合計額)
仕掛外注費	1.05 億円 (売上原価)	1.03 億円 (売上原価)	1.03 億円 (売上原価)	3.11 億円 (売上原価)

平成 16 年 3 月期 (第 10 期)

	2003 年 9 月	2004 年 2 月	(通期合計額)
仕掛外注費	3.09 億円 (上期：仕掛品) (下期：売上原価)	2.0 億円 (売上原価)	5.09 億円 (売上原価)

平成 17 年 3 月期 (第 11 期)

	2004 年 7 月	2004 年 10 月	2005 年 1 月	(通期合計額)
仕掛外注費	0.6 億円 (売上原価)	1.5 億円 (仕掛品)	0.7 億円 (仕掛品)	0.6 億円 (売上原価) 2.2 億円 (仕掛品)
				なお、期末仕掛品 2.2 億円については、翌期売上原価として処理

平成 18 年 3 月期 (第 12 期)

	2005 年 6 月	7 月	8 月	2006 年 2 月	3 月	(通期合計額)
仕掛外注費	1.25 億円 (上期:仕掛品) (下期:売上原価)	0.75 億円 (上期:仕掛品) (下期:売上原価)	1.25 億円 (上期:仕掛品) (下期:売上原価)	1.35 億円 (下期:仕掛品)	0.5 億円 (下期:仕掛品) 0.85 億円 (下期:売上原価)	4.1 億円 (売上原価) 1.85 億円 (仕掛品)
						なお、期末仕掛品 1.85 億円については、翌期売上原価として処理

(修正後)

G 社の経営が当初の目論見どおり進まず、当社へのリース料の支払が平成 14 年 7 月より困難となった。社内調査委員会による関係者へのヒアリングによると、当時、G 社からの支払いが滞ってしまえば、多額の特別損失を計上する事になるだけでなく、それによる信用の低下を恐れ、T 社との間で「ソフトウェア開発請負個別契約書」を締結し外注費の名目で資金の支払いを行った。そして、T 社は、G 社との間で「ソフトウェア・プロダクツ売買契約書」を締結し、G 社への資金の提供を行っていた。G 社は、その資金を借入金の返済、運転資金及び当社へのリース料の支払に当てていた。当社は、資金提供の都度「ソフトウェア開発請負個別契約書」を締結していたとはいうものの、実質的には財政状態が悪化した G 社に対し資金を流すために T 社へ外注費の名目で支出されたものであった。したがって、T 社への支払時の処理は、外注費(製造費用)として処理するのではなく、特定取引先への支出金(特別損失)として処理すべきものとする。

支払時

特定取引先への支出金 XX,XXX,XXX 円 / 普通預金 XX,XXX,XXX 円

T 社への支払金額は、都度異なるため、ここでは XXX で記載。

ii. リース料の支払い及び受取に関する処理

(修正前)

当社から H リースへのリース料の支払い時および G 社からのリース料の受け取り時の処理は以下のとおり。

リース料受取時 (G 社 当社)

普通預金 25,649,100 円 / その他賃借料 28,499,000 円  
 仮払源泉所得税 2,849,900 円  
 リース料支払時 (当社 Hリース)  
 その他賃借料 28,499,000 円 / 普通預金 28,499,000 円  
 各期毎の支払金額および受取金額は、別紙のとおり。

(修正後)

リース料受取時 (G社 当社)  
 普通預金 25,649,100 円 / 受取リース料 28,499,000 円  
 租税公課 2,849,900 円  
 リース料支払時 (当社 Hリース)  
 修正の必要なし

➤ 平成 18 年 7 月 (リース期間満了後) 以降の会計処理

(修正前)

当社から T 社への外注費計上についての処理は以下のとおり。

平成 19 年 3 月期 (第 13 期)

	2006 年 10 月	11 月	2007 年 2 月	(通期合計額)
仕掛外注費	0.4 億円 (D 社仕掛品)	0.3 億円 (D 社仕掛品)	1.2 億円 (D 社仕掛品)	1.9 億円 (仕掛品)
				但し、D 社仕掛品は、 期末 PJ 中止損失引当 として処理

(修正後)

平成 18 年 6 月までと同様、特定取引先への支出金として処理をおこなう。

以上